

子 育 第 2 6 2 7 号  
平成 2 8 年 2 月 2 6 日

各市町村保育主管課長 様

大阪府福祉部子ども室子育て支援課長

福祉施設における飼育動物（家畜）の飼育状況の定期報告について（依頼）

日頃から、本府児童福祉行政の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病の発生を予防するため、家畜を飼育している場合は、愛玩用であっても、毎年、飼育状況を報告することが義務付けられています。

つきましては、下記内容について御了知いただくとともに、別紙パンフレットを配布していただき、報告が適切に行われるよう貴職所管の認定こども園、保育所、児童館等の各関係機関に対して周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

報告にあたっては該当する福祉施設等から、直接下記報告先・問い合わせ先(府家畜保健衛生所)に郵送又はFAXで報告することとなっております。

なお、認可外保育施設の権限移譲済み市町村におきましては、貴職所管の各認可外保育施設に対して、併せて周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 報告の対象となる家畜（小規模飼養者）

○牛・水牛・馬：1頭

○鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6頭未満

○鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満

○だちよう：10羽未満

※上記頭羽数以上を飼育されている方は、報告の内容が異なりますので大阪府家畜保健衛生所あてご連絡ください。

## 2. 報告の内容及び様式

対象となる動物を飼育されている場合は、別添の報告様式に必要事項（家畜所有者の住所・氏名、動物の種類と頭羽数）を記入のうえ報告してください。

## 3. 報告期間

牛・水牛・馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合

平成28年2月1日から平成28年4月15日まで

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちようの場合

平成28年2月1日から平成28年6月15日まで

## 4. 報告先・問い合わせ先

大阪府家畜保健衛生所

〒598-0048 大阪府泉佐野市りんくう往来北1-59

(電話) 072-458-1151 (FAX) 072-458-1152

郵送もしくはFAXで報告してください。

## 5. その他

- ・飼育状況の報告は、毎年一度行う必要があります。
- ・飼育状況の報告は、2月1日時点の状況を報告していただきます。
- ・報告様式は動物愛護畜産課のホームページからダウンロードができます。  
(ホームページアドレス)

<http://www.pref.osaka.jp/doubutu/tikusaneisei/siyoueiseikanri.html>

大阪府福祉部子ども室子育て支援課

認定こども園・保育G 馬場

電話：06-6941-0351（代表）

06-6944-6678（ダイヤルイン）

FAX：06-6944-3052

E-mail:[BabaMu@mbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:BabaMu@mbox.pref.osaka.lg.jp)